

子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」において、次のとおり示されている。

- 「法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること」
 - 「鹿児島市子ども・子育て会議の意見を反映する必要があること」
 - 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと」
- 今回会議「1 報告 - (2) ニーズ調査の結果（速報）について」で後程報告

必須記載事項

※具体的な内容及びイメージについては、「事業計画のイメージ」参照

- 区域の設定（「3 議事一（1）「教育・保育の提供区域」について」での協議事項）
- 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期
- 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期
- 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等
→次回以降の会議でご議論いただく予定
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう必要な雇用環境整備に関する施策との連携
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

※計画策定にあたっては、広域調整が必要となる場合がある。

（市町村計画の作成段階で都道府県と法定協議を行い、他市町村との需給調整を行う）